

始良市内の事業所のみなさまへ

事業所こみの 適正処理ガイドブック



始 良 市

～はじめに～

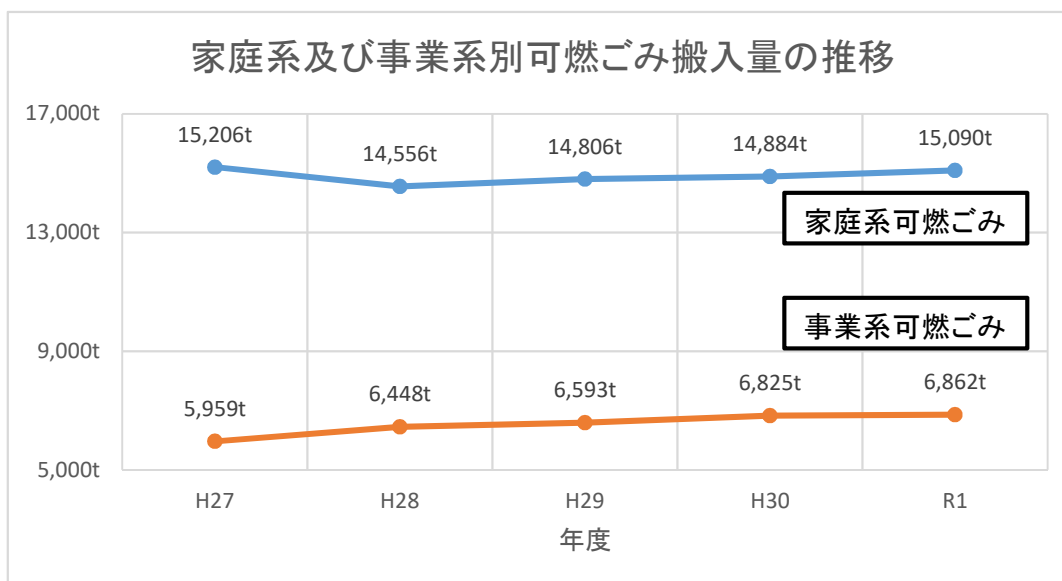
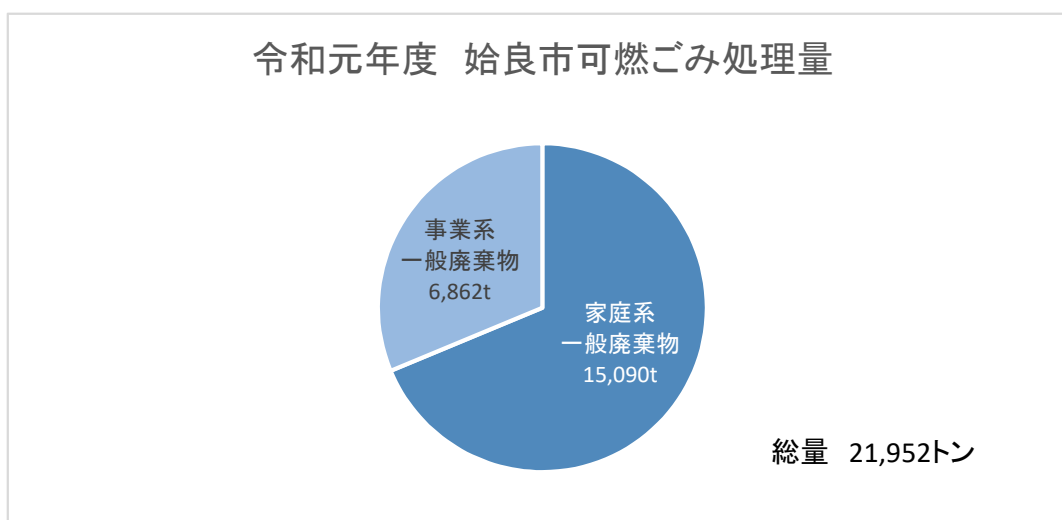
本市においては、基本理念として、「ごみの発生抑制を主体とした三者協働による循環型社会の構築」を掲げ、実行していくこととしており、令和11年度にごみの総排出量を平成30年度比2%削減することを目標としています。

本市の可燃ごみの約3割を占める事業所ごみの中には、リサイクルできるものがまだ多く、また、ルール違反のごみも見受けられます。

ごみの削減には、今以上のごみ排出抑制、適正分別、資源化、適正処理の取り組みが不可欠です。

このことから、事業所ごみの適正処理、ごみ減量、リサイクルをより一層進めるための簡易ガイドブックとして作成しました。

環境にやさしい事業所・お店づくりを実現しましょう。



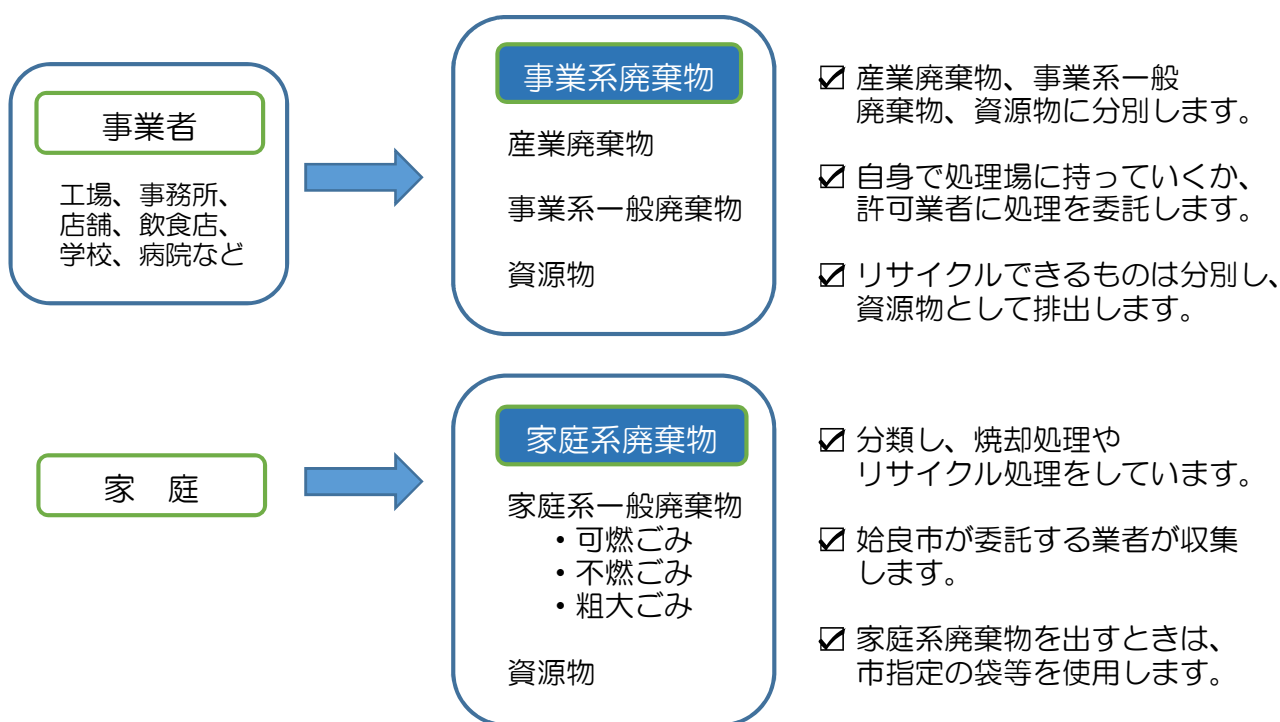
事業系廃棄物と家庭系廃棄物

事業系廃棄物と家庭系廃棄物の違い

廃棄物の定義

「廃棄物」とは、占有者が自分で利用したり、他人に有償で売却したりすることができないために不用となった固形状又は液状のものをいいます。

「事業系廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた全てのごみを指します。事業活動には、商店、会社、飲食店、工場等による営利を目的とするものだけでなく、病院、学校、官公庁等による公共サービスなど、事業者が行う全ての活動が含まれます。



? 事業系廃棄物を家庭ごみとして処理してはいけないの？

事業系廃棄物を家庭用のごみステーションに排出することは、廃棄物処理法に違反する行為です。違反すると廃棄物処理法により罰則が科せられます。

? 住居と店舗が同じ建物の場合でも、ごみは別々に処理が必要なのですか？

事業系廃棄物は、事業者が責任をもって処理する義務があります。住居と店舗が一体であっても、事業系廃棄物は家庭用のごみステーションに排出することはできません。

産業廃棄物と事業系一般廃棄物

● 産業廃棄物と事業系一般廃棄物の違い

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など、廃棄物処理法で定められた20種類のものをいいます。

さらに、爆発性、毒性、感染性などのあるものが特別管理産業廃棄物として定められており、それぞれ管理や処置の方法が異なります。

事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物で、産業廃棄物以外のものをいいます。ほぼ全ての廃棄物を指すように思われますが、分別を徹底すれば、食べ残したもののや紙くず程度にとどまります。

資源物

事業系廃棄物の中には、再生利用が可能なものが数多くありますので、しっかり分別してリサイクルを進めましょう。

なお、始良市では、分別してリサイクル可能なものを廃棄物として搬出する行為は条例違反にあたりますので、ご注意ください。

？ うちの事業所は廃棄物が出ないのですか？

事業所の規模や排出量に関係なく、どのような事業所からも廃棄物は必ず排出されるものです。

また、産業廃棄物と事業系一般廃棄物はそれぞれ処理を行うため契約が必要です。

例えば、事務所の中から排出される物で、従業員のみなさんが事務所で使用したメモ紙などは事業系一般廃棄物に該当しますが、事務所で不用になった蛍光灯は産業廃棄物として処理をする必要があります。

ただし、紙類、缶類、プラスチック類など、再利用が可能な物は、分別して資源物としてリサイクルしましょう。

？ 事業所の廃棄物はどのように排出しなければならないのですか？

事業系一般廃棄物は、自らあいら清掃センターに搬入するか、または始良市が許可している一般廃棄物収集運搬業者に委託し、あいら清掃センター又は処理施設に搬入してください。

資源物は、種類に応じて資源物処理業者等に委託してください。

産業廃棄物は、鹿児島県が許可している産業廃棄物収集運搬業者に委託してください。

なお、産業廃棄物をあいら清掃センターに搬入することはできません。

産業廃棄物の例

産業廃棄物は、産業廃棄物処理業の許可を持った業者に処理を依頼してください。

1	燃え殻	石灰殻、焼却灰、炉清掃排出物、廃活性炭等
2	汚泥	排水処理汚泥、メッキ汚泥、研磨かす、建設系汚泥、製造工程から出る泥状の物等
3	廃油	廃潤滑油、廃切削油、アルコール等の廃溶剤、廃固形石鹼、廃食用油等
4	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃定着液等
5	廃アルカリ	廃ソーダ液、廃アンモニア液、廃現像液、金属石鹼の廃液、自動車の廃不凍液等
6	廃プラスチック類	廃発泡スチロール、化学繊維くず、廃プラスチック製品・容器包装、廃タイヤ、ペットボトル等
7	ゴムくず	ゴムチューブ等の天然ゴムくずに限る
8	金属くず	空き缶、鉄くず、非鉄金属くず、廃金属製品等
9	ガラスくず コンクリートくず 及び陶磁器くず	空き瓶、廃ガラス製品、陶磁器くず（れんが、瓦、タイル）、廃陶器製品、廃石膏ボード、廃スレート板等、コンクリート二次製品製造業者の排出した不良品のU字溝等（コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）
10	鋳さい	高炉、転炉、電気炉等の残渣、鋳物の型に使われた砂、不良鋳石等
11	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、モルタル片、アスファルトコンクリート片
12	ばいじん	大気汚染防止法で規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの（電気集じん器捕集ダスト、集じん器捕集ダスト）
13	紙くず	【建設業】新築、改築、増築、除去等に伴う紙くず 【紙・紙加工品製造業、印刷出版業等】紙、板紙のくず等
14	木くず	【建設業】新築、改築、増築、除去等に伴う木くず 【木材・木製品製造業、パルプ製造業】木材片、おがくず、かんなくず等 【物品賃貸業】不要な木製家具等 【全業種該当】貨物の流通に使用した木製パレット、梱包木材
15	繊維くず	【建設業】新築、改築、増築、除去等に伴う繊維くず 【繊維工業（縫製をのぞく）】木綿、羊毛等の天然繊維くず
16	動植物残渣	【食料品・医薬品・香料製造業等】豆腐製造業のおから、醸造かす等
17	動物系固形不要物	【と畜場、食鳥処理場】牛、豚、食鳥等の不可食部分等の不要物
18	動物のふん尿	【畜産農業、畜産類似業】牛、馬、豚、にわとり等のふん尿
19	動物の死体	【畜産農業、畜産類似業】牛、馬、豚、にわとり等の死体
20	政令第13号 廃棄物	上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらに該当しないもの（コンクリート固形化物等）

※表中の1～12については、業種を問わず全ての事業所が対象になります。

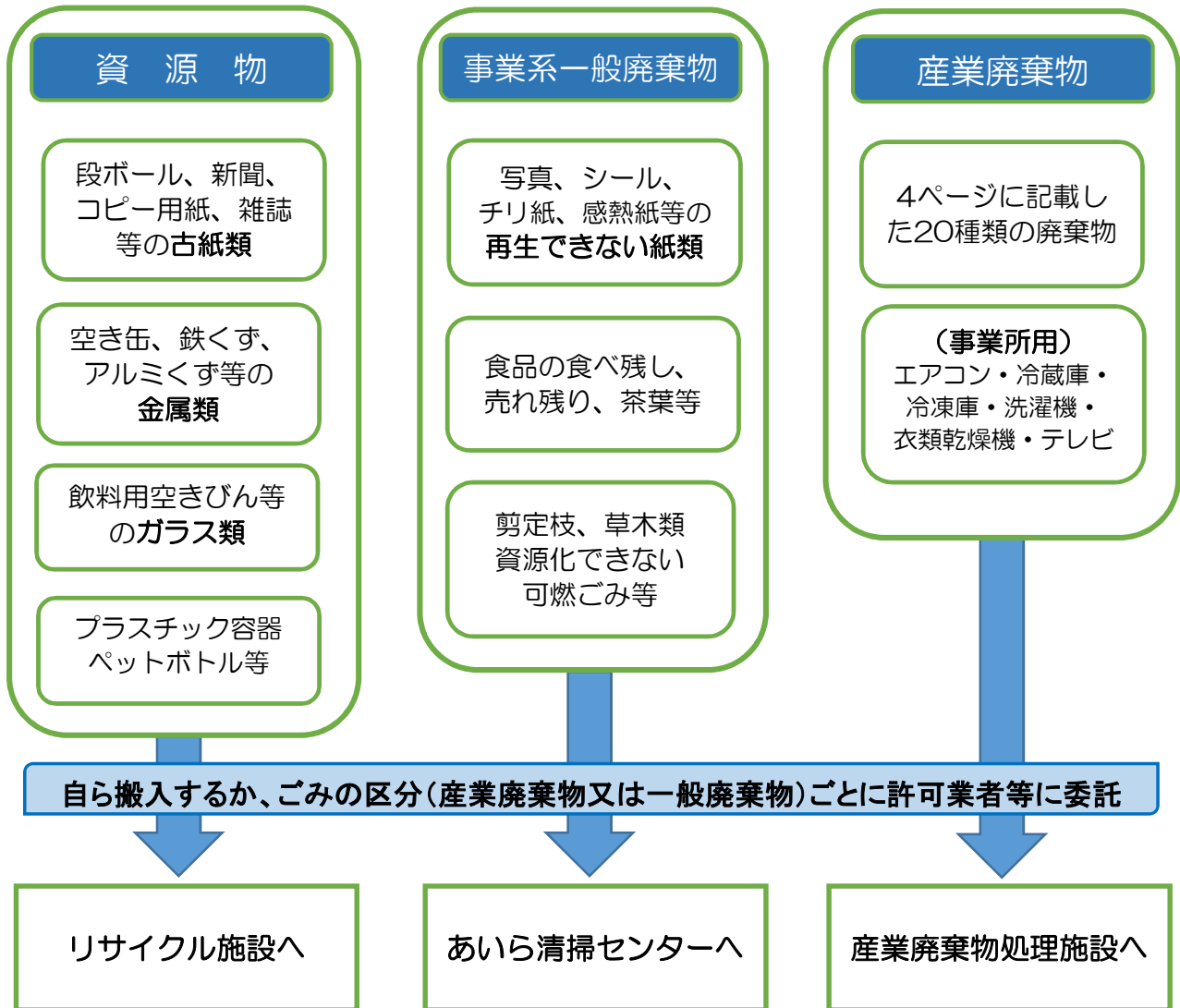
こんなものも産業廃棄物です

- 食品製造業の原料や、製造くずとして生じる食品残さ、泥状物
- 新築・リフォームによる電気工事等から生じる木くず、紙くず、金属くず
- 製材所や家具製造所から生じる木くず
- 店舗、事務所で不用となった蛍光灯、乾電池、電球
- 農家から出される農業用ビニール等

事業所ごみ・資源物の分け方・出し方

● 適正処理の第一歩は、しっかりとした分別！

排出する前に、有価物として売却できる物や資源物としてリサイクルできないかを確認しましょう。



☞ 産業廃棄物と事業系一般廃棄物では、許可の内容が異なりますので、種類に応じて適切に処理業者を選ぶ必要があります。

委託基準違反の罰則

事業者が、事業系廃棄物の収集、運搬又は処分を無許可の業者等に委託すると、5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金などが科せられます。

☞ 処理を委託した業者が不法投棄を行った場合、排出した事業者の責任が問われることがあります。最終的な処分まで確認しましょう。

不法投棄の罰則

不法投棄をすると、5年以下の懲役や1,000万円以下（法人には3億円以下）の罰金など、非常に厳しい罰則があります。

資源物の処理・リサイクルの方法

事業所から排出される「ごみ」は、分別することで「資源」となります。

資源物の種類や量、回収、持込などの条件により「有料」「無料引取」「有価で買取」のいずれかとなります。

依頼する事業者にご相談し、事業所に最適な処理方法を確認しましょう。

● 古紙類のリサイクル

本市で処理される一般廃棄物(可燃ごみ)のなかで、紙類が最も多く排出されます。(約4割)このことは、分別の徹底により減量効果が大きく期待されます。

注意！ 禁忌品は取り除きましょう！

【紙以外のもの】 窓あき封筒のプラスチックセロハン、クリップ、ファイル金具 等
【再生できない紙】 写真、感熱紙、カーボン紙、ビニールコート紙 等

回収頻度や分別方法は業者と相談してください。

● 生ごみのリサイクル

一般廃棄物(可燃ごみ)のなかで、紙類、プラスチックに次いで多く排出されるのが食品廃棄物(生ごみ)です。

生ごみは分別して排出することで、飼料や肥料の原料としてリサイクルすることができます。例えば・・・

- 飼料化・肥料化等のリサイクルを行う処分業者に委託
- 自社で生ごみ処理機を設置し、資源化(自社農場や契約農家に提供)

排出抑制のために・・・

【発生を抑制】 食材管理の徹底や使い切り、3010運動の取り組みによる食べ残しの抑制
【水切りの徹底】 水切りを徹底することで減量し、処理費用の削減につなげる

食品関連業者(食品の製造・加工、卸売・小売業、飲食店業 等)は、食品リサイクル法で食品廃棄物の発生抑制と再生利用(リサイクル)、減量化が義務付けられています。

生ごみは可能な限り飼料化、肥料化を含めた発生抑制、ごみ減量をお願いします。

3010(さんまる・いちまる)運動とは?

食事や宴会の席などで、最初の30分と最後の10分は席に戻って食事を楽しみ、食べ残し(食品ロス)を削減しようとする取組みです。

食べきれない料理は、仲間で分け合ったり、それでも食べきれなかった料理は、自己責任の上で持ち帰ってもらうなど、ごみを出さない取り組みを進めましょう。

分別不良ごみの例

あいら清掃センターに持ち込まれたもの

● 資源物として排出できるもの



プラスチック容器



アルミ缶、ペットボトル



段ボール、紙類

● 不燃物



コード、金属ネジ



焼却された不燃物

あいら清掃センターの搬入ごみの中に金属類（違反ごみ）の混入が多数見受けられ、稼働をやむなく停止し、炉内からの取り出し作業を実施しなければならず、処理に大変苦慮しています。

また、あいら清掃センターは可燃ごみのみの焼却場にも関わらず、金属類の混入量が年間数十トンにのぼり、金属類の混入は、機器の故障や稼働停止等、多大な損害を被ることが予想されます。

事業所のみなさまは、ごみの搬出する際には、内容物を再度確認し、適正なごみの排出と、更なるごみの減量化及び資源化についても重ねてお願いします。

始良市一般廃棄物許可業者一覧（参考資料）

（令和2年12月1日現在）

業者名	事業所所在地	電話番号	許可区分		備考
			収集運搬	処分	
始良衛生(有)	始良市平松7433-5	0995-65-2383	○	○※	収集運搬：家庭系一般廃棄物含む ※処分：缶、ペットボトル、その他プラスチック、発泡スチロール減溶
(有)岩掃	始良市加治木町反土1831-2	0995-63-3777	○	○※	収集運搬：家庭系一般廃棄物含む ※処分：食品残渣（生ごみ）、汚泥、食用油、木くず
(株)イワモト	さつま町湯田2734-11	0996-52-4038	○		
(有)上原商会	鹿児島市錦江町11-60	099-239-1288	○		
(株)オフィシャルクリーン	霧島市国分清水1149-1	0995-45-5852	○		
(有)柏原商店	霧島市横川町上ノ4157-4	0995-73-2272	○		
(公社)始良市シルバー人材センター	始良市西餅田3311-1	0995-65-7011	○		収集運搬：家庭系一般廃棄物（引越し、遺品整理によるものに限る）
(資)カワサキ産業	鹿児島市牟礼岡1-4-14	099-294-8170	○		
(株)環境科学	鹿児島市花尾町904-1	099-245-6111	○		
(有)コウエイ環境	始良市平松3323-2	0995-65-5367	○	○※	収集運搬：家庭系一般廃棄物含む ※処分：生ごみ肥料化
(株)中迫興業鹿児島商会	霧島市国分中央3-46-37	0995-46-2798	○		
西技工業(株)	鹿児島市田上1-3-5	099-252-3703	○	○	発電用ダムに流入する河川ごみの運搬・処分
(有)ニシトミ	始良市平松4992-4	0995-67-3047	○		
日本資源流通(株)	始良市中津野673-25	0995-65-6711	○		
前田産業(株)	霧島市霧島川北883-9	0995-57-2980	○		木くず（木、竹、草、間伐・解体材）
(株)勝産業	始良市蒲生町久末836-1	0995-52-0789	○	○※	※処分：ガラスくず、紙くず、木くず、金属くず等
(株)丸山喜之助商店	始良市加治木町西別府5856-2	0995-62-6500	○	○※	※処分：ガラスくず、紙くず、木くず、金属くず等、生ごみ堆肥化
RTR あいら環境事業	始良市池島町11-11	0995-67-1067	○		
(株)カナザワ	始良市池島町38-1-202	0995-67-1100	○		
霧島運輸倉庫(株)	霧島市溝辺町麓316	0995-58-3619	○		
(株)トーキョータイヤ	鹿児島市堀江町8-21	099-222-2155	○		
(有)鹿児島ワデン工業	始良市脇元558-1	0995-66-0875	○		収集運搬：家庭系一般廃棄物（引越し、遺品整理によるものに限る）
(有)隼人環境総合	霧島市隼人町真孝2460-7	0995-42-8958	○		
(株)新興エコ	鹿児島市南栄5-10-14	099-204-9826	○		
(有)大旺建設	始良市蒲生町久末3106	0995-52-9799		○	木くず

※処分業の処分内容の詳細については、各業者にご確認ください。

関係法令

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

（事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

● 始良市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例

（事業者の責務）

第4条 事業者は、事業活動を行うに当たり、一般廃棄物の減量化及び資源化に努めるとともに、その事業活動に伴って発生した一般廃棄物を自らの責任において適正に処理し、市の施策に協力しなければならない。

● その他関連法令

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）

検索

問合せ先

○ 一般廃棄物に関すること

*収集運搬、処分（許可含む）

始良市 生活環境課 生活環境係 Tel 0995-66-3189

*清掃センターへの搬入（許可含む）

始良市 生活環境課 施設管理係 Tel 0995-62-2801

○ 産業廃棄物に関すること

鹿児島県始良保健所 衛生・環境課 Tel 0995-44-7959

○ この冊子に関する問合せ先

〒899-5492 始良市宮島町25番地

始良市 生活環境課 生活環境係 Tel 0995-66-3189

Fax 0995-65-5559

令和3年2月発行版